

第 1 回宇都宮市歴史公文書制度導入懇談会会議録

1 日 時 令和 6 年 9 月 2 6 日（木）午後 3 時 1 0 分から午後 3 時 5 5 分まで

2 場 所 宇都宮市役所 7 A 会議室

3 出席委員

学識経験者 宇梶 宏美 委員

学識経験者 西村 陽子 委員

実務精通者 梅原 康嗣 委員 ※ オンライン参加

弁 護 士 白井 裕己 委員

公 募 委 員 池田 貞夫 委員

事務局

行政経営課 齋藤課長，室井課長補佐，八谷管理・文書係長，森総括，斎藤主任，
笹沼主事

4 会議経過

(1) 開 会

(2) 委員・事務局紹介

(3) 挨 拶

(4) 会議の公開

本会議は公開として決定

(5) 傍聴者確認

傍聴者なし

(6) 議事 会長選出及び職務代理者の指名

互選により，会長に白井委員が選任され，会長から職務代理者として宇梶委員を指名

(7) 議事 歴史公文書制度導入について

事務局から歴史公文書制度導入について，資料 2 に基づき説明

会 長 事務局から説明のあった内容について，委員の皆様から御意見・御質問
等をいただきたい。

委 員 「文書」や「ファイル」という言葉の定義や，「1 件」や「1 箱」とい
った単位の基準について教えてほしい。

また，現段階で永年保存文書が 1 0 万冊とあるが，現在は選別基準によ
り見直しを行い，1 0 万冊を永年保存とするのか，廃棄とするのかを検討
しているのか，若しくは選別自体が進んでいないのか確認したい。

事務局 単位のうち，件数については文書の件数を指す。文書はファイルごとに
整理されている。箱については，保存箱単位で 1 箱としている。ファイル
の厚さにより，1 箱であっても格納されているファイル数は変わってくる。

1 0 万冊の永年保存文書については，各所管課で選別基準に基づき確認

事務局	した後、行政経営課で目録化を進めている。進捗状況は約25%から30%である。
	10万冊というのは、文書管理システムが導入される前、平成21年度までの永年保存文書が10万冊あることを確認している。 歴史公文書制度が導入され文書の保存年限を最長30年とした場合、令和7年度の導入時点では、10万冊のうち約6万冊が満30年を経過し、歴史公文書となるか、廃棄となるかの境目を迎える。これまで、全庁で保存されている約10万冊の永年文書のファイル名等を各所管課で確認しており、その中で明らかに選別基準に合致しない文書や、雑書類は廃棄対象としているため、歴史公文書制度が導入される際は、量的に圧縮されるものと想定している。
委員	文書管理システムが導入され、電子決裁が進められていると思うが、デジタルで決裁した文書が歴史公文書になる場合は、紙でプリントアウトせず、全てデジタルで処理されているということか。
事務局	システムで文書の収受・起案・決裁から完結まで進んでいくため、基本的にデジタル上での処理となる。
委員	電子決裁で扱った文書を歴史的な位置付けにするかどうか、ということは本懇談会の議論に入るのか。
事務局	電子決裁した文書も歴史公文書の対象であり、システム上で文書を収受しても全て捨ててしまうわけではなく、適宜保管している。 電子の文書も、例えば1年や5年といった保存年限が経過した時点でデータ自体を削除することになる。 デジタルの文書についても、歴史公文書に分類されればデジタル上で選別され歴史公文書として永久保存される。
委員	保存媒体も、時代によって変化していくというのがデジタルの問題。対応は何か考えているのか。
事務局	紙文書の今後のデジタル化については、保存環境等も含め今回の懇談会で御意見をいただきたいと考えており、現時点ははっきりと決まっていない。
会長	デジタルであれば、相当な量が保存できると思う。紙文書の量が増えていったら保存しきれないという状況はわかる。 重要な文書か、そうでない文書かの違いは、その文書に携わった各所管

- | | |
|-----|--|
| 会 長 | 課が基準に従い判断することになるのか。 |
| 事務局 | まずは各所管課に判断してもらうこととなるが、それだけではなく、行政経営課でも確認することを想定している。 |
| 委 員 | 写真はどうのような取扱いになるのか。市民活用していくこととなると、写真を利用したいという希望が出てくる可能性はある。写真は個人で撮っているものもあれば、行政側で撮っているものもあり、膨大な量があると考ええる。 |
| 事務局 | 写真についても、文書の一環とみなす。写真が重要なものであるかどうかについての判断は、所管課に確認をしてもらうこととなる。 |
| 会 長 | 他に御意見・御質問はあるか。 |
| 各委員 | (特になし) |
| 会 長 | ないようであれば、事務局の方で取りまとめをお願いする。 |
- (8) その他
事務局から、次回懇談会を令和 7 年 1 月で調整する旨を説明
- (9) 閉会